

一般社団法人 世界コスプレ文化普及協会 支援会員規約

一般社団法人世界コスプレ文化普及協会(以下「甲」という)は、甲の目的及び事業に賛同する支援会員(以下「乙」という)を一般から募るにあたり、会員の加入、脱退に関する事項について本規約の定める事より取り扱うものとする。

第 1 条 (支援会員)

乙は甲が行う第 5 条第 1 項の事業をさまざまな形でサポートする目的の為に設置された 個人および法人で所定の会員登録をしたものをいう。

第 2 条 (会員規約の適用)

甲は、乙との間に本規約を定め、これにより甲の運営を行う。また、甲が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成するものとする。

第 3 条 (会員規約の変更)

甲は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、乙の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができる。変更後の会員規約については、甲の サイト上への掲載、電子メール、書面その他甲が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じる。

第 4 条 (協会の目的)

甲は、日本が生み出すマンガ・アニメ等のエンターテインメント作品を心から愛する日本国内、及び世界各国のコスプレイヤー、コスプレに関わる各種法人、団体、クリエイターと協力し、コスプレ文化を活用した地域の活性化と日本の将来を担う若者の育成、国際交流のさらなる発展を通じた世界平和の実現に大きく寄与することを目的とする。

第 5 条 (事業)

第 1 項 甲は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コスプレを介した国際交流イベントの実施、及び支援
- (2) コスプレ文化の普及に携わる各種法人、団体、個人の支援
- (3) アニメ、コミック、ゲーム等の関係団体とのセミナーおよび交流イベントの実施
- (4) コスプレに関わるアニメ、コミック、ゲーム等の各種イベントの実施
- (5) 海外進出企業とコスプレ文化を通じた連携事業の実施
- (6) 公的機関と連携した地域振興イベントの企画及び実施
- (7) アニメ・コミック、ゲーム等のエンターテインメント作品に関する情報提供
- (8) コスプレイヤーおよびクリエイターの活動を促進するための著作権に関する情報発信、並びに知識向上支援事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 項 前項の事業は、日本国内及び海外において行うものとする。

第 6 条 (入会)

甲に加入を希望する者(以下「申込者」という)は、定款及び本規約の定めに基づき加入申込書を提出し、承認されたのちに、甲の会員となる。

第 7 条 (退会)

乙は、脱退を希望する場合には、甲に対し、甲所定の退会届を提出するものとする。

第 8 条 (年会費)

支援会員においては、年会費等の会費は一切発生しない。

第9条（除名）

会員が次のいずれかに該当するときは、これを除名することができる。

- (1) 本規則に違反したとき
- (2) 甲の名誉を毀損し、または甲の目的に反する行為をしたとき
- (3) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (4) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (5) その他、甲が会員として不相当と判断したとき

第10条（禁止行為）

乙は、理由のいかんを問わず、甲の名称及び会員名簿等を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行わないものとする。その他、甲の活動主旨に反する行為等を行わないものとする。

第11条（情報の取り扱い）

第1項（機密情報）

本業務により知りえた甲及び協力会社等の運営、業務、財務等に関する内容について、経営、評価等に多大な影響を及ぼす未公表の情報、また甲が機密扱いとする情報の取り扱いには十分な注意を払い、第三者に漏えいしないものとする。

第2項（個人情報の保護）

1. 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を有償・無償を問わず譲渡もしくは貸与し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはならない。
2. 甲は、甲が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、甲が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとする。

第3項（有効期間）

本条第1項および第2項の規定は、乙の退会および除名後も有効に存続するものとする。

第12条（知的財産権）

第1項（知的財産権の帰属）

甲が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、甲に帰属するものとする。

第2項（知的財産の保護）

甲が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはならない。

第13条（損害賠償等）

乙が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって甲が損害を受けた場合、甲は直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

第14条（免責）

甲は、乙に対し、周到な準備と安全上の十分な配慮をしたうえで、イベント等での運営協力を求めることがある。その際、万一、不可抗力による想定外のトラブルなどで乙が身体的、精神的に何らかの損害が発生しても、甲は、損害賠償責任を負わないものとする。

2015年10月1日

一般社団法人 世界コスプレ文化普及協会
理事長 小栗徳丸